

財産目録・貸借対照表制度の 生成経過とその問題点

久野 秀 男

目 次

1. まえがき
2. この研究課題に対処する基本的な姿勢
3. 原始商法の会計制度的意義
4. 「動産不動産ノ総目録」及び「貸方借方ノ対照表」の規定
5. 原始商法における「貸方」・「借方」の原義
6. 「動産不動産ノ総目録」及び「貸方借方ノ対照表」の解釈
7. 原始商法における時価評価規定とその影響
8. 原始商法・「貸借対照表」に関する学説の批判
9. 公表貸借対照表の表示様式の混乱
10. 原始商法と改正商法との断層
11. 銀行財産目録制度の沿革
12. 要約と結論

1. ま え が き

この論文は、日本会計研究学会・第23回大会(昭和39年5月)における筆者の研究報告の課題を中心とし、さらに実証的史料を補足・整理して筆者の見解乃至主張をいっそう敷衍し徹底させようところみたまものである。また、研究発表直後2,3の研究家からとくに照会・質疑をうけた事項があるので、かたがたこの論文によって研究発表者としての筆者の責任の一端を果たしたいと思っている。学会における発表および討論には時間的な制約があるので十分に論旨を展開できなかった点があり、あるいは、筆者の主意に反してプロセスの解明を部分的に省略して結論をいそいだ個所もあった。この論文では、紙幅の許す限

りは十分にこれらの点を配慮して意を尽したいと思う。討論における東大の江村稔氏からの御質問とくに破産法との関連問題の御指摘は、筆者の研究にとっては示唆する所が甚だ大きく、顧みて感謝の念に耐えない。現下の研究の段階では、いたずらに結論をいそぐわけにはまいらないので、いずれ他日を期したいと思う。また、長い年月に亘って本邦簿記史に関する実証的な研究成果を公表され、また、本論文の課題につき格別の興味をもっていただいた西川孝治郎氏に対して感謝申し上げたい。さらに、本邦会計制度史の研究、とくに、銀行会計制度に関する周到・精緻な研究業績を「日本・銀行簿記精説」(1957年)として発表され、また、本論文で取り扱っている財産目録制度に関しても、「簿記精説」(第8章)で、他書の追随を許さぬ独自の見解を明らかにされ、かつ、詳細な解説を發表されている恩師、一橋大学教授片野一郎博士の日頃の御教導に感謝申し上げたい。博士の研究成果並びに御指導がなかったとしたら、この研究領域に手を染める機会がなく、またその意欲もおこらなかつたにちがいない。

最後に、この研究を通じて、すでに故人となられた有名無名の多くの簿記学者・商法学者の業績によって教えられる点が多々あったことを、この際とくに明記したい。これらの研究者の業績を世間に公表することは、後進研究家の責務であるとも考えて、この論文では、とくに紙幅の許す限り配慮したつもりで

ある。

従前から、本論文で取り上げている研究課題については、雑誌「バンキング」「ビジネス・レビュー」等の商業誌あるいは大学研究機関誌において、断片的に発表したことがあるが、これらは、いずれも部分的かつ中間的な研究報告であることをとくに指摘しておきたい。この論文では、さらに、これらを集成し補足して体系化し、筆者の主意をさらにいっそう徹底させようと思う。諸賢の御批判を得たい。(1964. 6. 30)

2. この研究課題に対処する 基本的な姿勢

筆者は、この研究課題に対処して、次掲のような研究上の基本的な姿勢を堅持していることを、とくに、あらかじめ明らかにしておきたいと思う。

- (イ) 現今直面している会計制度上の諸問題のうちには、わが国の会計制度の発展史的考察を通じてみると、その基本的(あるいは理念的)な課題が未解決のままに、そしてその結果当然の事ながら、その会計技術上の対応策が弥縫的なままで、今日に持ち越されているものが思いのほか多い。この種の問題は、現状分析的な考察だけではなく、これと併行して、あるいはむしろ、現状分析的な考察に先行して、その発生史的乃至発展史的な考察を行ない、この両者の統合によってはじめて、問題の所在およびその本質の理解、並びに会計技術の開発が可能になるものであると考える。この論文で取り上げている、わが国における財産目録制度の解明は、まさに、このような研究のアプローチを必要とする会計制度的な課題である。
- (ロ) 個々の会計制度的事実乃至事件について、史実にもとづく詳細な考証を行なうことは、制度史的研究にとっては、最も基礎的な第1次的作業である。しかし、個々

の事象を通じ、また、これらを組み上げて制度の生成とその発展の方向をみきわめないならば、この種の作業の結果は、単なる散乱した知識の推積にすぎぬものとなる危険がある。

- (ハ) 前とは逆に、個々の事象の追求および制度の展開過程の分析を、一足とびにとび越えて、極めて観念的に現象を捉え、事物の結果だけをみて議論を進めることは、いうまでもないことながら、すでにそのプロセスの分析が十分にできているよう場合を除いて、常に正当であるとはいえない。また制度の発展過程に関し、あらかじめ観念的乃至思想的に設定された段階乃至帰結あるいは、歴史法則のようなものを予定して、個々の事象に立ちむかい、あるいは個々の事実を定則的に解釈することは、必ずしも常に妥当であるとはいえない。歴史法則は、認められるとするならば、極めて長期的視野による観察の結果帰納されるものである。ここで取り上げている明治6年(1873年)末頃から同30年代頃までの事情の制度史的分析を中心とする研究のような場合では、よしんば長期的には直線的もしくは傾向的な発展にみえても、実際には、そのプロセスに紆余があり曲折もあるので、いわゆる森を拓くのには斧をもってし、楊枝を削るのに小刀を用いる筆法をもってするならば、むしろ主として、後者の方法をとりたい。現今の会計の研究領域においても、結果だけを捉えた議論や、あるいは既成観念に捉われた極めて定則的・観念的な解釈を行なっている事例が、必ずしも尠なくはないように思われる。なおこの論文は、従前の研究の方法乃至主張・解釈等の批判を主たる目的としたものではないから、この問題領域に直接関係のあるものについてのみ、以下の関係個所において若干の批判・論評を加えるにとどめたい。

3. 原始商法の会計制度的意義

明治6年(1873年)頃から明治23年(1890年)頃までの時期は、企業・非企業(例えば官省・国有鉄道)をふくめて、ひろく会計制度の草創時代であったとみることができる。2, 3の事例をあげれば、明治5年(1872年)11月15日、国立銀行条例および国立銀行成規の制定があり、明治6年以降、第一国立銀行を皮切りとして各地にわが国で最初の完備した株式会社としての国立銀行が発足しており、その経理は、主として英国銀行の会計制度を模して次第に整備されていくことになった。また、ほぼ同じ時期には、陸運元会社(明治5年6月設立)、抄紙会社(明治6年2月設立)、丸屋商社(明治5年改組)、三菱汽船会社(明治8年5月設立)等の新興の近代的企業が発足し、複式簿記法を基盤とするその経理の近代化が推進されることになった。他方、政府並びに民間の先覚者達は、いち早く洋式の簿記法(複式簿記法)の移入・紹介に努力し、その普及のため尽力するところがあったが、なかんづく政府の直接的な監督下にあった国立銀行並びに府県および政府の各官省の経理は、いずれもこの時期には、複式簿記法を採用してその近代化が促進されることになった。官省・府県の場合では、明治8年(1875年)末以降の大蔵省におけるテスト・ケースを経て、明治11年(1878年)9月30日、太政官第42号達をもって、各省・院・使および府県に、複式簿記法採用の儀が公達されることになった。さらに大蔵省は、この公達をうけて、「計算簿記条例」を通達したので、各官省および府県では、これにより記帳組織の改訂をはかることになった。これにより、複式簿記法による統一的な官庁会計(金銭会計)制度が確立されたこと、および、官省・府県では、アラビア数字横野洋式帳簿の採用にふみ切ることになったことは、会計制度史上とくに注目すべき事柄であ

った。参考のため複式簿記法の採用に関する「伺書」および「公達文」を示す。

複記帳簿法ノ儀ニ付伺

複記帳簿ノ儀ニ付テハ去ル8年12月中纏々陳稟ノ上先ツ当省ニ於テ施行仕爾來2箇年余ニ渉リ候処其式明確精良ニシテ実ニ會計上最モ要用ノ方法ニ有之就テハ一般各庁へ播及推拡候ハバ計算ノ次叙更ニ一層ノ詳密ニ帰シ可申乍去多少習熟不致候テハ是又実施難致儀ニ付此際遍ク改正ヲ期シ来ル12年7月ヨリ実地施用ノ儀公達相成度奉存候尤既ニ習熟ノ向ハ現今ヨリ右ニ憑拠シ調成ノ積ヲ以テ御達案並日記以下補助簿マテ摸本相添此段相伺候也

大蔵卿 大隈重信

太政大臣 三条実美殿

(明治財政史第4巻・851頁以下)

右の稟議を採用し、太政官が各官省・府県に対して行なった令達は、次掲のとおりである。

明治11年9月30日太政官第42号達

官省院使 府県

金銭出納簿記ノ儀明治12年7月ヨリ複記法ニ改正可致尤既ニ複記法習熟ノ向ハ即今ヨリ改正不苦候条改正ノ上ハ大蔵省へ可申出此旨相達候事

但簿記条例及摸本等ハ大蔵省ヨリ可相達候事

(明治20年6月刊・宮武南海編「会計法令」)

なお、官庁会計制度の詳細については拙著「官庁簿記制度論」(第1編・税務経理協会 昭和33年刊)を参照されたい。

また、明治5年(1872年)8月「学制」の公布によって発足した近代的教育制度は、明治6年4月文部省布達第57号によってさらに推進されたが、これによって商業教育の端緒が開かれ、商業学予科および本科では、「記簿法」が教課科目とされることになった。爾後日を追って簿記法の教育も進むようになっていった。詳細については、拙稿「本邦簿記制度史論」(明治前期編その3・国学院政経論叢第9

巻20号)を参照されたい。

さらに、図師民嘉等の努力によって鉄道会計制度の整備が行なわれたのも、同様にこの時代のことであった。

明治22年(1889年)、この年のそしてこの時代を象徴する最も大きな出来事は、いうまでもなく、同年2月11日「大日本帝国憲法」の発布である。この同じ年同じ月に、「会計法」の制定があり、明治8年以降、複式簿記法の援用により近代化してきた各官省および府県の会計制度は、ここに全面的に改訂され、現在の官庁会計制度の原型が形成されることになった。そして、大陸法(フランコ・ジャーマン法)の直接的な影響の下に、わが国で最初の商法(以下「原始商法」と称する)の制定をみたのは、翌年明治23年(1890年)4月のことであった。

複式簿記法を基調とするわが国会計制度の近代化の最も強力な推進者は、明治6年以降の国立銀行統一会計制度および明治8年末に大蔵省にはじまり、やがて各官省・府県に普及し「予算複式制」(予算勘定を総勘定元帳制に包摂した複式簿記法)を完成した官庁統一会計制度であったとみることができる(注)。

(注) 「簿記法ノ我国ニ行ハルル日尚浅ク随テ之ヲ実施スル官省或ハ銀行会社ニ止マリ普通商店ノ如キニ至テハ措テ問ハザルノミナラズ却テ之ヲ以テ的切ニ非ラズト為スニ似タリ呼何ゾ事理ヲ弁ゼザルノ甚タシキヤ思フテ此ニ至レバ実ニ長歎息セザルヲ得ス。」(明治19年7月刊・青柳源十郎著「簿記学独習」序文)

原始商法の制定時以前のわが国の会計制度は、英米両国の会計制度の圧倒的な影響下にあったといえる。このことは会計制度史の研究の上ではとくに注意すべき事柄である。

まず、明治6年(1873年)に刊行された「銀行簿記精法」および「帳合之法」をみるのに周知のことながら、前者は英国銀行家アラン・シャンドの講述を粉本としたもので、後述のように英国銀行会計実務の色彩は極めて濃厚なものであるし、また後者が、米国の連

(参考) 陸運元会社(明治8年改称 内国通運会社)の「実際年報表」(貸借対照表)の事例。

第拾表			
第六回即明治十一年一月一日より同年十二月三十一日まで一年間実際年報表			
摘要	借方	貸方	
資本	円 一四五三〇〇〇〇〇		
新資本	二〇一〇〇〇〇		
準備	四九二〇〇〇〇		
身元	一五六五〇〇〇		
護送人身元	二九七五〇〇〇		
貸付		三二〇一六	四五五
懸向払		一七九二	三三五
出店金		六八七二三	二三二
創業費		一六七二三	五三六
家屋		五一四三四	九四九
什器		八七九六	三三八
荷作品		三一〇一〇〇〇	
補助金	二一二一四四八		
別段積立	五一六七〇四		
駅通局	六九八六四八四		
公債証書	一一七九七〇〇〇		
割賦額	三〇九六〇八七〇		
金銀		二九七〇	六六五
総計	一九七三五五	五一〇	一九七三五五 五一〇

この貸借対照表が、表面上の形式としては英国式の様式を採用している点を注目されたい。日本通運会社の総合研究所は、明治7年度より明治20年度までの株主考課状を保存している。

鎖学校の簿記のテキスト Bryant & Straton's Common School Bookkeeping, 1871の翻訳であることはあまりにも有名である。この両書を皮切りとして爾後数多くの簿記書が刊行されており、訳業だけをみてもその原典は英米露仏独の各国のものにおよんではい

るが、量質ともに大きな影響力をもったものは、英書および米書であった。とくに著名なもの原典を若干例示しておこう。

- Bryant, Sttraton and Packard, 'Bryant & Sttraton's Common School Bookkeeping' (1871)
- C. C. Marsh, 'Course of Practical in Single Entry Bookkeeping' (1871)
- —『The Science of Double Entry Bookkeeping' (1871)
- Bryant and Sttraton's Counting-House Bookkeeping (1863)
- E. G. Folsom, 'Logic of Accounting' (1873)
- W. Inglis, 'Bookkeeping by Single and Double Entry' (1872)
- C. Hutton, 'Complete Treatise on Practical Arithmetic and Bookkeeping'

つぎに、初期の国立銀行の経理について、英国銀行の影響とみられる主要な点を参考のため若干掲げてみよう。

(イ) 現金式仕訳帳制 (cash journal system)

銀行経理においては、明治初年国立銀行当時から、伝統的に、いわゆる「現金式仕訳帳」を採用してきている。そしてこの種の帳簿に「日記帳」という伝統的名称を付してきた。簿記史家西川孝治郎氏は、この帳簿が 'day-book' に由来することを J. W. Gilbert, 'A Practical Treatises on Banking' (1865) によって実証しようとしてされている。銀行「日記帳」が英国銀行の帳簿に由来することは、私見によってもまちがいないところであると考えられる。例えば、Gilbert の別の書物 'The History, Principle and Practice of Banking' (E. Sykes 補訂 1916) をみても、cash journal (現金式仕訳帳) が英国系銀行(必ずしも全部ではないが)で伝統的に用いられてきたものであることがわかる。現在も英国系銀行が、この種の仕訳帳によっているという事実は、例

えば Pickles, 'Accountancy' のような英書をもてもわかる。会計上のテクニカルな課題、例えば、現金式仕訳帳の金額欄を、「現金」・「振替」・「合計」の三欄に区別することと関連し、日英両国の銀行におけるその沿革等については、本論文の性質上これを省略する。詳細については、拙稿「銀行日記帳制の系譜」(バンキング誌 179号)を参照されたい。

(ロ) 銀行損益計算書の構造

英国系銀行のいわゆる 'Profit and Loss Account' (損益勘定書) なるものは、伝統的に、つぎの2種のものを区別しており、その内容からみれば、用語法の正確な意味合いにおいては、いわゆる「損益計算書」ではない。

(a) 公表損益計算書 published profit and loss account

(b) 明細損益計算書 detailed profit and loss account

上に掲示した(a)は、その内容からみれば「利益剰余金処分の計算書」であり、(b)はその内容からみれば「損益・利益剰余金および処分結合計算書」である。英国銀行のこの特異な構成をもったいわゆる「損益計算書」は、わが国の初期の国立銀行の報告書にそのままそっくり反映しており、さらには、結合計算書から処分領域が分離された後にも、「前期繰越利益金」および「積立金戻入」が損益計算書の収益の部にそのまま残置された形で「当期純利益」が測定されるという変則的な取扱いになった結果、爾後の銀行損益計算書の構成に問題をのこした。つぎに先掲計算書の構造を図示して参考に供する。(次頁表参照)

日英の「損益計算書」(結合計算書)をみるのに、「前期繰越利益」の取扱いに相異がみられる。日本の場合であると「当期純利益」とあるものが、実質的には、「当期処分可能利益」となっているのである。な

英国系銀行・明細損益計算書の構造

損 費	収 益
(当期純利益)	
処 分	(当期純利益)
次期繰越利益	※前期繰越利益

国立銀行・損益計算書の構造

収 益 ※(前期繰越利益 等をふくむ)	損 費
	(当期純利益)
(当期純利益)	処 分
	次期繰越利益

お参考のために、片野一郎博士著「日本・銀行簿記精説」第1編に提示されている第五国立銀行の「損益計算表」を明治8年下半季と明治9年上半季について示す。前者が英国銀行の「明細損益計算書」に相当するものであり、後者が「公表損益計算書」に相当するものであることはいうまでもな

第五国立銀行・損益計算表(明治8年下半季)

利益之部		損失之部	
円		円	
貸付金利息	28,635,692	利息払	12,868,009
諸公債証書利息	13,819,000	手数料	16,000
公債証書売買益	126,000	交換打歩	121,730
交換打歩	61,500	月給旅費	7,160,913
庫 舗	1,226,611	營 繕	15,153,269
請 合 料	368,500	小 費	2,905,085
手 数 料	831,322	諸役員賞与	1,760,000
利 益	14,500,000	通 計	39,985,003
前半季繰越	1,641,382	右差引・純益金	21,225,004
		内 訳	
		別途積立金	2,122,000
		当 半 季 割 賦 金	17,500,000
		後半季繰込	1,603,004
総計	61,210,007	総計	61,210,007

(注) 原典は縦書き・漢数字である。なお、割賦金とあるのは、配当金の意味である。

第五国立銀行・損益計算表(明治9年上半季)

損益勘定 入之部		損益勘定 出之部	
前半季繰越	1,603,004	諸 役 員 賞 与 金	3,261,000
当上半季純益金	20,627,224	別段積立金	1,996,000
		当季割賦金	16,250,000
		後半季繰込	1,723,228
総計	22,230,228	総計	22,230,228

Mercantile Bank・Published Profit and Loss Account, (1958年度)

従業員年金繰入	13,000	前期繰越利益	231,452
別途積立金繰入	100,000	当期利益金	324,267
配当金			
中間…105,656			
最終…105,656	211,312		
次期繰越利益	231,407		
	555,719		555,719

い。

これらの諸問題につきその詳細は、拙稿の「英国銀行 Profit and Loss Account 損益勘定書の構造とわが国銀行損益計算書への影響」(バンキング誌第185号)を参照されたい。

さらにまた、わが国の簿記術語としての「借方」および「貸方」についてみるのに、これらが英語系用語の直訳体であることは周知のところである。原始商法の貸方および借方の用語法、ひいては、「貸方借方ノ対照表」の本質的な課題とも関連があるので、一応ここでは簿記用語としての「借方」・「貸方」につき若干検討を加えることにしよう。元來、中世期以来のイタリア簿記法の伝統に従えば借貸の区別は、前置詞の Per, A, あるいは助動詞・動詞の debet dare, habere (shall give, shall have)によっている。従って、大陸諸国においては、「与ウベシ」(債権の発生につき「〇〇は××円を吾れに与ウベシ」)・「得ベ

シ」(債務の発生につき「〇〇は××円を吾より得べし」)の語系によっていることがわかる。

すなわち、次のとおりである。

(ラテン語) Debet dare//Debet habere

(独 語)

古い形…Soll geben//Soll haben

現 在…Soll//Haben

(仏 語) Doit//Avoir

(伊 語) Dare//Avere

英国においても、16世紀の前半頃までは、この種の表現を直訳して、‘ought to give’ (or, shall give), ‘ought to have’ (or, shall have) を採用しているが、例えば、1588年の Jhon Mellis 簿記書にみるように、やがてこれを意識した形の ‘is debtor to…’, ‘is creditor to…’ と併用し、ついに、debtor (借主) creditor (貸主) あるいは debit, credit を用いるようになって今日に至ったものである。

明治6年出版のわが国最初の簿記書である「銀行簿記精法」では、英語の直訳により「借方」・「貸方」を採用しており、また「帳合之法」では「借」・「貸」と直訳した。「帳合之法」の訳者である福沢諭吉は、その主旨をつぎのようにのべている。

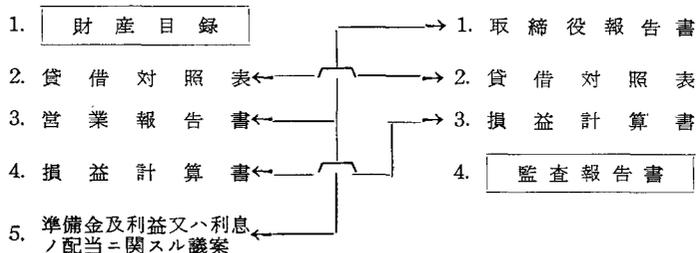
「西洋流ノ帳合ニハ取引ノ先ノ人ノ名前ヲ記シ其処ノ借貸ノ差引ハ当人ノ身ニ引受タル有様ヲ記シタルモノユヘ日本流ノ帳合ニ慣レタル人ノ目ニハ一寸紛ラハシク見ユル事モアラン本文山城屋ノ勘定書ニテモ上ノ段ニ借ト記シ下ノ段ニ貸ト記シタルハ山城屋ノ借貸ニシテ此帳面ノ主人ノタメニハ上

段ハ貸ニシテ下段ハ借ナリ日本人ニ分リ易クスルタメニハ或ハコレヲ出ト入トニ書替ヘ借ノ処ニ出ト記シ貸ノ処ニ入ト記シナバ我家ヨリ金ガ出、我家ニ金ガ入タリト云フ考ニテ初学ノ者ニ便利ナラント思ヒ記者ニモ夫等ノ頓智ハナキニ非サレトモ願テ又考ヘレハ方今世ノ中ニ外国ノ交易次第ニ行ハレ外国人トノ取引追々繁クナルニ従ヒ帳合モ彼ノ国ノ風ニ一様ナラスシテハ必ス大ナル不便アル可シトノ見込ニテワサト原書ノママ直訳シテ借ノ処ニ借ト記シ、貸ノ処ニ貸ト記シタルナリ」(「帳合之法」初編9丁・10丁)

周知のように、英米の会計制度においては、決算期末に「決算棚卸表」を作成することはいうまでもないけれども、報告の領域で、総財産(資産及び負債)の網羅的な目録を実地調査にもとづいて作成するという慣行がなく、またその調製を命ずる法律もない。これに反し、独・仏・伊等の大陸諸国においては、1673年の「仏国商業条例」(Ordonance de Louis XIV sur le Commerce, Ordonance Commerce, 'or, Savary Code) 以来、各国の商法は、「財産目録」(inventar, inventaire, inventario)の調製を義務づけており、また、会計慣行としても伝統的に遵守されてきた。会計の verification (検証) すなわち会計における「真実性」の保証手段としては、この財産目録が慣行的・法制的に極めて重要視されてきたのである。英国における会計の伝統と

(商法第281条・計算書類)

(英国会社法・報告書類)



しては、会計検証の手段として、第三者による「監査」(audit)が制度化されてきたのと、極めて対照的である。この事実は、大陸商法の伝統を継続したわが商法における株式会社・「計算書類」と英国会社法の株式会社・「報告書類」とを対比してみると、極めて明確に示されるのである。(前頁下段を参照)

英米においては、既述したように、財産の網羅的な総目録を決算時点において作成することはないが、部分的な財産目録としての「決算棚卸表」を作成する。これは、決算予備手続の一部として行なわれるもので、次掲の内容をもったものである。ここに掲示した順序は、その発展史的な序列であると考えてよい。

- (イ) 在庫商品の实地棚卸 (stock taking) による「商品残品目録」(商品棚卸表)
- (ロ) 商品のほか、家屋・造作・土蔵・道具等の「棚卸」を行なう場合。この際の棚卸額と元価(原価額)の差額は、使用にもとづく「減亡」として損失の処理を行なう。極めて原初的な減価償却の一形態をみることができる。
- (ハ) 「決算棚卸表」の内容が、決算整理資料として完備している場合。この内容をもったものを、asset-inventory (debit inventory, or, positive inventory), liability-inventory (credit inventory, or, negative inventory) と称する場合がある。

明治初期の簿記書にも、(ハ)の内容を完備した決算棚卸表(「店卸目録」)の作成を説明した事例(右欄上段のもの)がある。

このほかにも、明治22年(1889年)6月刊行の勝村栄之助著「商用簿記学原論」では、棚卸表の内容は、商品・家屋・器具等のほかに前払賃金・未払賃金・受払未済利息等のいわゆる「未精算勘定」が列挙されている。

以上のべたような事情のもとに、明治23年(1890年)4月、大陸商法の直接的な影響の下

店 卸 目 録

商品、地所及ヒ家屋等ノ如キ売買品ハ、都テ店卸目録ヲ要スルモノナリ。何トナレハ是等ノ物品ハ勤勞価値(久野注・名目勘定の要素)ト実在価値(久野注・実体勘定の要素)トヲ混合スレハナリ。又雜費、利息等ノ如キ勘定モ店卸目録ヲ要スルモノナリ。何トナレハ是等モ亦実在価値ト勤勞価値ト混合スル事アレハナリ。

明治14年9月刊・図師民嘉「簿記法原理」但し、本書は、F. G. Folsomの前掲書の訳述書である。

に、わが国で最初の商法が制定され、ここにその「財産目録制度」が導入されることになった。かくして、計算記録の領域で調製されていた「決算棚卸表」という形の部分的な財産目録とは別に、報告の領域における「財産目録」の調製・公告が義務づけられることになったのである。本邦会計制度の発展史上まことに画期的なことであり、そのひとつの大きな転期をなすものであった。

4. 「動産不動産ノ総目録」及び「貸方借方ノ対照表」の規定

明治14年(1881年)、政府は、御雇外国人 H. Rösler ロエスレルを政府の顧問として招聘し、同年4月より商法草案の起草を命じ、他方また、明治15年(1882年)4月23日、太政官に商法編纂局を設置し、ロエスレル・商法草案の審議にあたらせることになった。商法草案(Hermann Rösler, Entwurf eines Handels-Gesetzbuches für Japan)は、明治17年(1884年)1月に脱稿し、海商・手形・破算をふくむ法体系として完成した。訳書は、上巻951頁、下巻1,061頁に及ぶ浩瀚な「ロエスレル氏・商法草案」として司法省から刊行された。商法編纂局は、草案の進行途上に逐次これを審議していた関係上、明治15年には、総則会社編、為替手形条例が成案となった。政府は、「為替手形約束手形条例」を同年に太政官布告第57号として施行した。ついで、明

治23年(1890年)4月26日に、「商法」(原始商法)が制定・公布された。同法の実施予定日は明治24年(1891年)1月となっていたのであるが、民法の実施遅延のため延引され、明治26年(1893年)7月に「商業帳簿」「商業登記」「商事会社」「手形」及び「破産」の各編の実施(商法の一部実施)をみた。しかるに他方、この年には、すでに法典調査会による商法修正草案の検討がはじめられており、明治32年(1899年)3月には、破産編以外の原始商法を全面的に修正した改正商法(明治32年3月9日法48号)の制定をみた。現行商法の母法となったものは、この明治32年改正商法である。原始商法はその構成及び内容において仏法の大きな影響をみることができるのであるが、改正商法にはむしろ独法の影響が大きい。本論文で取上げている課題についてみるのに、後述(第10項)するように、この両商法の間には、大きな断層がみられる。原始商法と改正商法とでは、とくにその「貸借対照表」及び「計算書」(「損益計算書」)の解釈には、後述するような理由にもとづいて、まったく質を異にするものがあると思われる。この点の追求が本論文における主要な課題のひとつとなっており、筆者がこの際明確に指摘しておきたいと考えている論点である。

(補注1) 商法典の生成の経緯については、志田 鉦太郎稿「日本商法典の編纂とその改正」を参照。(高柳賢三編「明治文化論集」昭和28年5月刊に収録)

(補注2)

明治23年4月原始商法の制定、明治32年3月改正商法

(改正) 明治44法73, 大正11年法71, 昭和7年法20, 昭和8年法57, 昭和12年法79, 昭和12年法79, 昭和13年法72, 昭和22年法61・法100・法223, 昭和23年法148, 昭和24年法137, 昭和25年法167・法290, 昭和26年法213, 昭和27年法268, 昭和30年法28, 昭和33年法62・法106, 昭和37年法82

次に、同草案第33条及び原始商法第32条・第200条・第218条を掲示する。

各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎翌年3ヵ月以内ニ
動産不動産ノ総目録并ニ貸方借方ノ比較表ヲ製
シ両ナカラ別冊ノ帳簿ニ記入シテ署名スヘシ
財産目録及ヒ比較表ヲ製スル時ハ総テノ商品及
要求権利并ニ其他総テノ財産物件ニ当時ノ相場
又ハ時価ヲ附スヘシ弁償ヲ得ル事ノ随カナラサル
要求権利ニ在テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控
除シテ之ヲ記シ又到底損失ニ帰スヘキ要求権利
ハ全ク記スヘカラス(商法草案第33条)

各商人ハ開業ノ時及ヒ爾後毎年初ノ3ヶ月内ニ
又合資会社及ヒ株式会社ハ開業ノ時及ヒ毎事業
年度ノ終ニ於テ動産不動産ノ総目録及ヒ貸方借
方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ
署名スル責アリ
財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品
債権及ヒ其ノ他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市
場価直ヲ附ス弁償ヲ得ルコトノ確ナラサル債権
ニ付テハ其推知シ得ヘキ損失額ヲ控除シテ之ヲ
記載シ又到底損失ニ帰ス可キ債権ハ全ク之ヲ記
載セス(商法第32条)
通常総会ハ毎年少ナクトモ1回定款ニ定メタル
時ニ於テ之ヲ開キ其総会ニ於テハ前事業年度ノ
計算書, 財産目録, 貸借対照表, 事業報告書,
利息又ハ配当金ノ分配案ヲ株主ニ示シテ其決議
ヲ為ス(商法第200条)
会社ハ毎年少ナクトモ1回計算ヲ閉鎖シ計算
書, 財産目録, 貸借対照表, 事業報告書, 利息
又ハ配当金ノ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ
総会ノ認定ヲ得タル後其財産目録及ヒ貸借対照
表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名
ヲ載スルコトヲ要ス(商法第218条)

また、以下の所説とくに第10項とも直接関係があることでもあり、わが商法の条文と比較検討する上にも便利であるから、ここで、仏国の原始商法(1673年)及び1861年及び1897年の独乙商法の「財産目録」・「貸借対照表」の関係条文につき原文と訳文とを掲示しておく。

仏国原始商法,(Ordonance de Commerce, 1673年)

Seront aussi tenus tous les Marchants de faire même delai de six mois, inventaire

sous leur seing, de tous effets mobiliers et immobiliers et de leurs dettes actives et passives ; lequel sera récollé et renouvelé de deux ans en deux ans

「スベテノ商人ハ6ヵ月以内ニ、スベテノ動産不動産及ビ債権・債務ニツキ自署セル財産目録ヲ作成スベシ。尚2年目毎ニ再調製スベシ」

(独, 旧商法, 1861年)

Jeder Kaufmann hat bei Beginn seines Gewerbes seine Grundstücke, seine Forderungen und Schulden den Betrag seines Geldes und andern Vermögensstücke zu verzeichnen

「スベテノ商人ハ開業ノ時、不動産、債権、債務、現金在高並ビニソノ他ノ種類ノ財産ヲ詳細ニ財産目録ニ記載スベシ」

(独, 改正商法, 1897年)

Jeder Kaufmann hat bei dem Beginne seines Handelsgewerbes seine Grundstücke, seines Forderungen und Schulden, den Betrag seines baren Geldes und seine sonstigen Vermögensgegenstände anzugeben und einen das Verhältnis des Vermögens und der Schulden darstellenden Abschluss zu machen

Er hat demnächst für den Schluss eines jeden Geschäftsjahrs ein solches Inventar und eine solche Bilanz aufzustellen

「商人ハ開業ノ時、不動産、債権及び債務、現金ノ在高及び其ノ他ノ財産ノ目的物ヲ詳細ニ記載シ、之トトモニ其ノ財産ニ各別ニ価額ヲ付シ、カツ財産及び債権ノ関係ヲ明ラカニスル決算書ヲ作成スルコトヲ要ス。次デ毎營業年度ノ末ニ於テ財産目録及び貸借対照表ヲ作成スルコトヲ要ス。」

5. 原始商法における「貸方」・

「借方」の原義

複式簿記法用語の借方・貸方は、日本語の

用語法における貸借の観念になじんだ人々にとって、必ずしも当初から容易に習熟できたものとは思われなかったのであるが、前述したように、洋式の簿記法の導入に際して、政府及び民間の先覚者達は、あえて英語の直訳体用語としての借方 (debit, or debtor) 及び貸方 (credit, or creditor) を採用してきた。ところで、商法用語としての貸方・借方の原義についてみるのに、先掲の第32条の条文自体からでは明らかではないのであるが、商法の破算関係の条文からみると、簿記用語とはその意義及び範囲につきまったく無縁なものであることがわかる。参考のためつぎにその関係条文を掲示する。

(第253条)

清算中ニ現在ノ会社財産ヲ以テ会社ノ総債権者ニ完済シ能ハサルコトノ分明ナルニ至リタルトキハ清算人ハ破産手続ノ開始ヲ為シテ其旨ヲ公告シ且会社ノ取引先ニ通知ス
此ノ場合ニ於テ既ニ債権者又ハ株主ニ支払ヒタルモノ有ルトキハ之ヲ取戻スコトヲ得清算人カ貸方借方ノ此ノ如キ關係ナルコトヲ知リテナンタル支払ニシテ其受取人ヨリ取戻シ得サルモノニ付テハ債権者ニ対シテ其責任ヲ負フ

(第1017条)

貸方ノ借方ニ超ユルコト判然ナルトキ又ハ協議契約ノ予期セラルル間ハ裁判所ハ破産主任官ノ申立ニ因リ且管財人ノ意見ヲ聴キタル後管財人ヲシテ破産者ノ營業ヲ続行セシムル決定ヲ為スコトヲ得

(第1019条)

管財人ハ財団ニ屬スル破産者ノ貸方ヲ取立テ及ヒ破産者ノ権利ヲ債務者其他ノ人ニ対シテ主張シ且保全スルコトヲ要ス。

(第1050条)

破産宣告ヲ受ケタル債務者カ支払停止又ハ破産宣告ノ前後ヲ問ハス履行スル意ナキ義務又ハ履行スル能ハサルコトヲ知リタル義務ヲ負担シタルトキ又ハ債権者ニ損害ヲ被ムラシムル意思ヲ以テ貸方財産ノ全部若クハ一部分ヲ蔽匿シ若クハ脱漏シ又ハ借方現額ヲ過度ニ掲ケ又ハ商業帳簿ヲ毀滅シ若クハ偽造変造シタルトキハ詐欺破産ノ刑ニ処ス (傍点筆者)

しからば、簿記用語とはまったくかわりのないこの種の用語法は、何に由来するものであろうか。筆者は、かかる用語法の先例として、次掲のような、仏法及び独法の「財産目録」関係条文の訳業をあげることができると思う。「貸方」を債権（すなわち当方の貸）、「借方」を債務（すなわち当方の借）として観念する日本語的な発想のこの用語法が、「財産目録」に関する大陸商法の規定に関連している点を、とくに注目していただきたい。

・明治11年(1878年)5月印行、司法省編(黒川誠一郎訳)「ブスケ氏講・仏国商法講義」

本書では、「貸借」という訳語を用いているが、これは明らかに、仏語の *actif* を *passif* を借と翻訳したものであり、さらに、*dette actif* 乃至 *dettes actives* を貸金、*dette passif* 乃至 *dettes passive* を借金としている。さらに、同書は、リーブル・アンバンテール (*livre inventaire*, 財産目録帳) の解説で、次ぎのようにのべている。

「動産不動産且ツ貸金借金ノ総算用毎年自己ノ書ニテ之ヲ作リソノ目録ヲ別段作リタル帳面に写シ留ム可シ」(35頁)

・明治20年(1887年)8月印行、司法省編「ブウーフ・仏国商法略論」

本書では、商業帳簿の解説で、第1「日用帳簿」(リーヴル・ジュルナル) 第2「書状写取帳」(リーヴル・ド・コピー・ド・レストル) 第3「財産目録帳」(リーヴル・テー・アンバンテール) の3者を説明し、とくに、第1及び第3の帳簿につき、次ぎのようにのべている。

第1 リーヴル・ジュルナル 日用帳簿 此帳簿ハ毎日商人ノ能働(貸方)及ヒ所働(借方)ノ負債、其商業上ノ作業、手形ノ取引受諾又ハ裏書及ヒ名儀ノ如何ヲ問ハス一般ニ其受領シ及ヒ弁済スル一切ノ事件ヲ記載シ並ニ毎月其家内ノ費用ニ用ヒタル金額ヲ記載スルモノトス

第3 リーヴル・テー・アンバンテール 目録帳簿 此帳簿ハ商人毎年

作ル所ノ財産及ヒ能働所働ノ負債ノ目録ヲ記載スルモノナリ……(中略)……借ニ動産ノ記載ノミナラス又不動産並ニ其能働及ヒ所働ノ負債ヲモ記載スルニ在リ

・「仏国商法講義」(岸本辰雄述 印行の年月不詳)

本書は奥付を欠いているため発刊年月が不詳であるが、仏国商法第9条「財産目録帳」につき、次ぎの解説を行なっている。

「此ノ帳簿ハ動産不動産並ニ貸借等ヲモ詳記シタル目録ヲ騰記スルモノニシテ商人ノ毎年製ス可キ帳簿ナリ」

・明治10年(1877年)7月印行、司法省編(大井憲太郎訳)「仏国商工法鑑」

本書は、「目録写留ノ簿冊」を次ぎのように解説している。

「商人ハ毎年其所有物及ヒ其貸金併ニ負債ノ目録ヲ造リ之ヲ目録写留簿冊ニ登記スベシ」

・明治18年(1885年)4月太政官刊、商法編纂局訳「リウヒエール・仏国商法復説」

本書では、破算に関連した解説中で「アクチーフ」を資産権利・貸方と訳し、「パッシーフ」を負債義務・借方と訳している。

「決算(筆者注・破算)ハ『アクチーフ』貸方及ヒ『パッシーフ』借方ノ高ヲ了知シ確証シ其『アクチーフ』貸方を検査シ『パッシーフ』借方ヨリ超過スル事アラハ各種関係者ノ間ニ之ヲ分配スルヲ目的トスル所ノ一事務タルナリ」

「既ニ決算ヲナシ又契約者双方ノ権利ヲ定メタルノ後チハ分派ヲ為ス可キモノトス乃チ若シ資産権利ノ負債義務ニ超過スルモノアレハ之ヲ各関係者ノ金高ニ平分ス可キナリ」

「決算者(筆者注・破算管財人)ハ商品ヲ売リ会社ノ負債ヲ償還スル為ニ会社ノ資産権利

ニ属スルモノヲ用キ、貸高ヲ取り立テ、且之カ為メ緊急ナル訴訟ヲナスノ権利アリ」

・明治19年(1886年)2月刊(山脇玄・今村研介訳)「独逸六法・商法」

本書では、1861年のドイツ商法第29条(財産目録規定)及び第31条(評価規定)の訳文が次掲のようになっている。

第29条 各商人ハ營業ヲ始ルノ際其所有ノ地所、貸方、借方及ヒ現金額其ノ他ノ財産ヲ詳記シ……(以下略)

第31条 財産目録及財産比較表ヲ調製スルトキハ全財産及貸方ヲ其時ノ付スヘキ価額ヲ以テ記入スベキモノトス 不慥ナル貸方ハ其概算ノ価額ヲ以テ記入シ取立テ難キ貸方ハ之ヲ記入スヘカラス

要之、原始商法の制定に先立って、商法編纂局、司法省その他民間の研究者は、主として仏商法を中心とした研究を継続してきたが、その用語法としては、仏語の *actif* 乃至 *dettes actives*, *dette actif* に「貸方」・「貸金」・「貸高」・「能働」・「ハタラク」等の訳語をあて、また、*passif*, *dettes passives*, *dette passif* に「借方」・「借金」・「借高」・「所働」・「ウケ」等の訳語をあててきた。また、独商法の訳書でも、すくなくとも当時は同じ筆法で債権を貸方と訳している事例がある。原始商法における「貸方」・「借方」は、これらと同じ用語法にもとづいており、従って、明治初年以來、伝統的に簿記用語として採用してきた「借方」・「貸方」^{デビット}とは、その意義及び範囲につきまったくかかわりをもたないものである。この論点が、原始商法第32条(前掲)の解釈にとって極めて重要な意義を有するものであることを、あらかじめとくに指摘しておきたい。

「貸方」とは、当方よりの貸すなわち債権であり、「借方」とは、当方の借すなわち債務であるというこの用語法がさらに拡張され

た場合は、貸方とは債権をふくむ全資産であり、借方とは、債務をふくむ全負債(及び場合によっては資本)であるというように用いられることがある。例えば、ロエスレル・商法草案第1070条の説明では、「其貸方ノ欄ニハ現金、商品、製造品、機械、其ノ他營業用ノ器具、為替其他証券等ノ諸要求及不動産ヲ掲クヘシ」とある。また、この種の用語法は、現今でも、仏和・独和等の辞典にそのまま踏襲されていることがある。例えば、山岸光宣編「コンサイス・独和辞典」では、*Aktiva* を資産・貸方と訳し、*Passiva* を負債・借方と訳しており、丸山順太郎編「コンサイス・仏和辞典」でも、同様に *actif* を資産・貸方とし、*passif* を負債・借方と訳している。なお、八杉貞利編「露和辞典」では、「積極」を資産・借方と訳し、「消極」を負債・貸方と訳しており、簿記的な発想にもとづく用語法によっていることは興味深い。

6. 「動産不動産ノ総目録」及び「貸方借方ノ対照表」の解釈

原始商法第32条(前掲)の第1項で明らかのように、「動産不動産ノ総目録」(同条第2項ではこれを「財産目録」と称している)に記載すべき事項は、当然のことながら動産(*effets mobiliers*)及び不動産(*effets immobiliers*)に限定されることから、結果的には物権以外の財産権は悉く除外されることになる。同条第2項「財産目録及ヒ貸借対照表ヲ作ルニハ総テノ商品、債権及ヒ其ノ他総テノ財産ニ当時ノ相場又ハ市場^{モトノマ}価直ヲ附ス」(傍点筆者)とあることから、「財産」の目録にふくまれる「財産」の範囲につき若干の別解釈の余地があるようにも思えるが、条理解釈として最も無理のない形では、第1項を文字通り解釈して、「動産不動産ノ総目録」(財産目録)とは、物権的財産の総目録であるという理解が成り立つ。

このように解釈するとすれば、直ちに「貸方借方ノ対照表」とは何であるかという問題また、「動産不動産ノ総目録」とどのような関連があるのか、という課題に直面することになる。

財産目録が動産不動産及び債権・債務をふくむ総財産の目録であり、貸借対照表がかかるとい建前が法的に明確にされたのは、明治32年(1899年)3月法律第48号を以て公布された改正商法によってであった。「商法修正案理由」は、この点に言及して、次ぎのようにのべている。

現行商法ハ財産目録ニ記入スヘキ事項ヲ動産不動産ニ限ルト雖モ是レ狭隘ニ失シ物権以外ノ財産権ヲ除外スルノ結果トナル故ニ本案ハ債権債務其他一切ノ財産ヲ記入スヘキモノト改メタリ。……現行商法ハ財産目録及ヒ貸借対照表共ニ之ニ記載スル各種ノ財産ニ其当時ノ価格ヲ附スヘキモノト規定スルトモ貸借対照表ハ財産目録ノ摘要ヲ掲載シ財産ノ状況ヲ一目瞭然ナラシムルモノニシテ……(商法修正案理由)

「改正商法」
第26条 動産、不動産、債権、債務其他ノ財産ノ総目録及ヒ貸方借方ノ対照表ハ商人ノ開業ノ時又ハ会社ノ設立登記ノ時及ヒ毎年一回一定ノ時期ニ於テ之ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

この修正理由なるものは、一見してまことにもっともなことのようではある。しかし、筆者の考えはまったくこれと異なる。前項で若干の実証史料を列挙しておいたとおり、明治23年の原始商法制定時以前から、とくに仏法の「財産目録帳(Livre inventaire)」の制度は、これを十分に消化してきているのであるから、原始商法の当事者(商法編纂局)が、「修正案理由」のいうように、「物権以外ノ財産権ヲ除外スルノ結果トナル」ような「財産目録」を法定したと考えるのは、いかにも不自然かつ浅薄な解釈ではないであろうか。筆者の考えでは、そうではなくて、原始商法

第32条を、次ぎのように解釈するのが正当であると思われる。

すなわち、「動産不動産ノ総目録」これは文字通り物権的財産の目録であり、「貸方借方ノ対照表」に掲載すべきものは、原始商法制定時以前からの法的慣用語に従って、貸方つまり「債権」と、借方つまり「債務」である。いいかえると、「貸方借方ノ対照表」なるものは、財産目録の摘要表ではなくて、「動産不動産ノ総目録」と「貸方借方ノ対照表」を合体したものが、完全な(本来の)「財産目録」(inventaire, inventar, inventario)なのであり、第32条の規定は、財産目録及びその摘要表としての貸借対照表の規定ではなくて、その実は財産目録の規定なのである。第32条第1項の条文と、仏国原始商法・財産目録規定の条文とは、訳語に先の法的慣用語を用いると、おどろくほど近似している。これは偶然の一致ではないと思う。既述の用語を挿記して仏国・原始商法の財産目録規定を示す。

「スベテノ商人ハ6ヵ月以内ニ、スベテノ動産不動産及ビ債権(貸方)・債務(借方)ニツキ自署セル財産目録ヲ作成スベシ」

以上のほか、「貸借対照表」なるものは、商法でいう「貸方」つまり債権をふくめた全資産と、「借方」つまり全負債を対照するものであるという解釈がある。これは、とくに先掲のロエスエル・商法草案の第1070条から推定しうる解釈である。さらに、經理実務に圧倒的な影響のあったものとして、商法の曖昧さとはまったく対照的に、総資産目録としての内容をもつ財産目録の雛形を法定した明治26年5月制定の銀行条例施行細則があったことは注意を要する。銀行財産目録制度の沿革については、別項第11でのべる。

筆者のような法文解釈は、今日の眼をもってすると、突飛なもののようにも思われるかも知れないが、原始商法制定に至る経緯から推量すれば、このような解釈が最も自然で無

理がない制度的な理解のように思われる。さらに、かかる法文解釈に類似した事例が、当時全然なかったわけでもない。次ぎに参考のために商法制定直後に刊行された簿記書からその一例を掲げよう。

・明治23年11月刊、磯村音介・斉藤軍八郎共著「商法活用帳合之法」 この書物に揭示された財産目録及び貸借対照表並びにその解説の一部を揭示すると次ぎのとおりである。

動産不動産ノ総目録	
大阪市西区薩摩堀二丁目二番地	
小川屋商店	
摘要	円
家屋敷、畳建具共	1,350,000
右大阪市西区薩摩堀二丁目二番地所在 建坪二十一坪 地所一反二畝五歩	
土 蔵 一棟地所共	500,000
現 金	800,000
貸金証書 一通	500,000
右大津町字京町下村仙蔵へ明治二十三年六月貸渡明治二十四年六月末返済期限	
為替手形 一通	450,000
右大津町字今風町 雨宮林蔵振出 同町加藤吉蔵宛 明治二十四年三月限	
商用道具 五十一箇	85,500
家事用道具 二百六十箇	180,000
衣 類 百五十三点	238,000
夜具其他付属物 三十五点	86,500
合 計	4,190,000
明治二十四年二月十一日調製	
小川屋・加藤善助 印	

「貸方借方の対照表」
くらべのよう
 此帳面は他人との間に在る貸借のみを記入する故に実際商人の身代が幾許あるやを知らんとせば更に動産不動産総目録を併せて見ざる可らず。(前掲書の解説の一部)

貸借対照表			
大阪市西区薩摩堀二丁目二番地			
貸 之 部		小川屋商店	
貸借年月日	返済期限	摘 要	円
二十三年六月十日	二十四年六月末	下村仙蔵へ	500,000
二十三年十二月十日	二十四年三月末	雨宮林蔵へ但シ手形	450,000
合 計			950,000
借 之 部			
二十四年一月十一日	三ヶ月限	大和屋三平より	350,000
二十四年二月十一日	六ヶ月限	伊賀八蔵より	200,000
合 計			550,000
差引貸付高			400,000
明治二十四年二月十一日調製			
小川屋 加藤善助 印			

商法貸借対照表に関して、当時の簿記学者の間では、相当の論議があったようであるがその一端を知るため、とくに、つぎの資料を掲示して参考に供する。

貸借対照表に就て
 近來貸借対照表に關し簿記者間に起れる問題は同表の借方を以て資産を示し貸方を以て負債を示す簿記法上の慣例は商法の規定に衝突するものなるや否やの疑問なり而して甲論者は之を以て絶対的に商法の規定に違犯するものとなし宜しく貸方に於て資産を示し借方に於て負債を示すべしと云ひ乙論者は兩者の孰れを用ゆるも可なりと云へり蓋し甲論者は商法の規定に於て貸方とあるは資産を云ひ借方とあるは負債を云ふものなるが故に仮令簿記法上に於ては借方に資産を示し貸方には負債を示すべきものなるも之を転倒せざるべからずと云ふものにして之に反して乙論者は商法に規定せる貸借対照表は簿記法上の同表と異り資本金勘定損益勘定を含まざるものなれば結局其性質の相違せるものなり而して商法にては特に同表の形式を限定せざるに依り簿記法上の慣例に依るも又資産を貸方に負債を借方に記するも毫も差支なしと云ふにあるなり
 余の意見は議論上にては乙論者の説を取り実行

上に於ては甲論者の希望する処を取るにあり、蓋し商法に於て使用せる貸方と云ふ文字は動産不動産及び債権を示し借方と云ふ文字は債務を示す丈に止まり簿記上の用語にて貸方借方と云ふと雖も結局する処は普通の貸借の意義を少し広めて動産物不動産物に迄適用したるものに過ぎざるが如しされば立法者の考にては貸借対照表を以て単に動産不動産債権債務等の現状を示さしむるにありて簿記法上の貸借の意義及範囲如何に拘はらずと信するなり、故に甲論者の云ふが如く簿記法上の慣例に従ふて調製せる貸借対照表を以て全く違法のものとなすことを得ざるなり、然りと雖も退て考ふるに既に商法に於て貸方借方なる文字を使用したる以上は仮令其貸借の意義は簿記法上に云へる貸借の意義に非ずとするも一の貸借対照表に就き二様の貸方借方を有するは甚だ煩はしきことなれば甲論者の目的とする処に従ひ資産の勘定に附するに貸方を以てし負債の勘定に附するに借方を以てするは甚稔当のことなるべしと考ふるなり。元來貸借対照表は資産負債表なり、されば泰西の簿記書にて元帳の帳尻を集めたる表を称して Statement of Resources and Liabilities と稱し又各会社の決算報告には Assets 或は Resources (資産の部) Liabilities (負債の部) の文字を用ひ貸借の文字を用ひざるなり、殊に彼國にては簿記上の貸借に Debit, Credit の文字あるに依り普通の貸借と誤解するが如きことなしと雖も我國に於ては簿記上の貸借も普通の貸借も同一文字なるを以て簿記を知ざるものは之を誤解するの虞あり、されば貸借対照表の如き他人に示すべきものには泰西の如く資産負債の文字を用ひ貸借の二字を除くを以て最も稔当のものなりとするに依り余は商用簿記独学に於て資産負債表として説明したりし訳なれども既に商法に於て貸借対照表の文字を用ひ且貸方借方を設くべきことを規定したるなれば宜しく同書に示せる資産負債表に従て貸借対照表を作り資産の部を貸方とし負債の部を借方とすべし、是実に誤解と煩勞を避るの途なり。

(明治31年10月刊、綾部竹之助著「商用簿記独学」付録)

著者綾部氏の解釈には、筆者にとってそのまま肯定できかねる点もあるが、当時の学者の論争点につき、ほぼその問題の所在を推知

するに足るものと思う。

また、とくに商法貸借対照表と、簿記法上作られていた資産・負債・資本の期末在高報告書との関係について、つぎのようにのべた書物がある。この記述には、一見して明らかな法文理解の上の誤りがあり、また筆者にとって肯首し難い点も多いが、参考のために掲げる。

・明治29年6月(4版)、藤村栄之助著「商用簿記学原論」

貸借対照表ヲ作ルノ手續ハ資産負債表ノ金額ヲ悉ク簿記シテシテ其貸ト借ノ金額ヲ対照平均セシメテ貸借対照表トナス 各会社ニアリテハ商法第218条の規定ニヨリ1ケ年1回又ハ2回貸借対照表及財産目録(資産負債表ノ資産ノ欄ニアル金額ヲ悉ク簿記シテ以テ財産目録トナス)及損益勘定ヲ公告ス可キノ義務アルヲ以テ年度ノ前後ノ結算ヲ終ルヤ各会社及銀行ハ新聞紙ニ公告シテ自家ノ確実ナルヲ示シ併セテ社会ノ信用ヲ招カントセリ

(補説)

原始商法と改正商法とで、「貸借対照表」の理解の仕方につき、大きな質的な変化がみられることは、すでに、再三のべてきたとおりである。大陸商法との関係で、この間の事情を解明することは、筆者に残されたひとつの課題である。ここで漸定的なひとつの推論をのべることが許されるとしたならば、筆者は、つぎのように考えたいと思う。すなわち原始商法第32条(前項4に掲載)は、フランスリーブル・ランバンテール原始商法の 財産目録帳 規定(前項4に掲載)をうけたものであり、改正商法第26条(前項6に掲載)は、1897年(明治30年すなわち、わが国の商法改正の2年前)に改正された独乙改正商法第29条(前項4に掲載)を継承したものであるか。目下のところ筆者は、このように推定している。詳細な考証は他日を期したい。

7. 原始商法における 時価評価規定とその影響

原始商法第32条第2項では、財産目録及び貸借対照表の評価基準として、「当時ノ相場又ハ市場価直を」採用した。

明治初年以來、わが国の実務(西歐も同様)では、時価を付した財産目録の存在しないことはもとより棚卸表の上でも、伝統的には「歴史的原価」(historical cost, 取得原価)によるのが原則的な取扱いとなってきたのである。

例えば、先掲書「簿記法原理」では、次のようになっている。「原価ヲ以テ商品ノ店卸目録ヲ作ルハ一般商家ノ仕来リニシテ蓋シ亦正当ノ方法ナリ」と。但し、一部には、藤井改造著「普通商用簿記手引草」(明治20年4月刊)のように、「商品ノ如キ相庭ニ浮沈アルモノハ時価ヲ以テ算入スベシ」とするものもあったが、一般には、歴史的原価基準によっている。

しかるに、商法の時価基準の採用は、当時の実務の上にも若干反映するところがあり、また簿記書の上でも、時価による「棚卸目録」の作成を説明するものがあらわれたという事情は、注目に値する。すなわち、

明治23年(1890年)11月大蔵省令達「普通銀行営業報告書雛形」では、次のように、期末決算における資産時価評価の手續が定められている。

「所有諸公債地金銀營業用地所建物ノ見積時価ヲ算出シ然ル後之ヲ各自ノ勘定ニ一旦売却セルモノノ如ク記入シ之ガ売却損益ヲ現ハシ其見積時価ヲ次期ニ繰越スベシ」。いうまでもなく、実質的には未実現の評価損益とみるべきものが、この種の帳簿操作により、表面上は実現した売却損益の形をとることになっている。

また、明治29年10月刊、勝村栄之助著「商用簿記学原論」では、「棚卸目録(筆者注・決

算棚卸表)」の「記入定則」として、次の2つの原則を掲げ、詳細に時価評価の手續をのべている。その一部を次に掲示する。

棚卸目録記入定則

第1法 元帳ニ記載ナクシテ受払ヲ要ス可キ勘定ノ時価

第2法 元帳ニ記載アル勘定ニシテ其時価ト差アル場合ニ於テ其時価

棚卸目録・此帳簿ハ期末又ハ月末ニ於テ結算ヲナスノ際之ヲ製シ売残商品什器及ヒ仕払利子受取利子又ハ前払ヲナシタル借家料同保険料等債権債務ヲ問ハス資産負債ノ別ナク凡テ元帳ニ記入ナキ残り勘定又ハ元帳ニ記入アルモノニテモ時価ニ差アル勘定ハ悉ク之ヲ記入シテ時価ノ調査ヲナシ而シテ損益表及ヒ資産負債表ヲ作ルノ準備トナス可シ

8. 原始商法・「貸借対照表」 に関する学説の批判

原始商法の貸借対照表は、英国式の貸借対照表様式を採用したものであるという高名な会計学者某氏の説がある。すなわち、「如何にして貸方資産・借方負債及び資本なる非会計的のイギリス式形式が採用されるに至ったか頗る理解し難い」のであるが、「我国に於ても明治初年の旧商法がこの形式を採用したことは其の破算編の条文によって明らかである」と。英国式の形式は、「資本主」を主格とする「貸・借」の関係に立脚した勘定式(account form)の貸借対照表であり、「勘定」を主格とする「貸・借」の関係に立脚した一般式(大陸式)とは勘定式の様式における左右の位置が逆である。某氏が、英国式をとくに「非会計的」なりと断定する論拠が全く不明で、筆者にとって頗る理解し難いが、この点はさておき、既述の筆者の論旨及び史料からみて、某氏が原始商法第32条を正当に理解

していないことは、もはや多言を要しないであろう。さらにもっと素朴・単純な質問として、日常、われわれ教師が学生諸君からうけるものに、つぎのような意味の質疑がある。「資産は借方項目であり、資本・負債は貸方項目であるから、『資産』と『負債・資本』との対照表であるのならば、貸借対照表ではなくむしろ『借貸対照表』なのではないか」と。これらの考え方は、先掲の会計学者某氏の説をふくめて、いずれも一知半解のそしりをまぬがれぬ。ここで、とくに次掲の事項を強調しておきたい。

(イ) 貸借対照表という用語は、元来、商法用語として生まれたものであって、会計用語としての Balance-Sheet, Statement of Assets and Liabilities, or, Statement of Affairs 等の訳語ではない。原始商法の制定時以前に、一般に採用されていたこれらの訳語に、「平均表」「資産負債表」「半季実際報告(国立銀行)」「実際年報表」「有物負債表」「本財借財正算表」「有物負債平均表」等々があり、商法制定以後では、折衷的な「資産負債対照表」という名称を用いた例もあった。

(ロ) 原始商法の貸方・借方とは、本来的な意味では、債権及び債務を意味し、原始商法における「貸方借方ノ対照表」もしくは、「貸借対照表」なるものは、財産目録の一部であると理解するのが正当である。

(ハ) 明治32年改正商法以降、貸借対照表が、資産・負債・資本の在高報告書であるとされた場合でも、表面的にみると、いわゆる英国式の様式のものがあったが、これは、英国の報告実務とは全く関係がない。商法の貸方・借方との調整を図り、かつ、「一般の眼をもって観察しうべき」様式に妥協した結果の産物であった。貸付金(資産)を「借方の部」に、借入金(負債)を「貸方の部」に掲示することは、一般人の財務表に対するその understandability (理解能力)に

必ずしも適合するものとは思われなかったのである。このような点に対する配慮は、公表貸借対照表の上では、とくに目立った現象であった。この点は次項でまとめる。

9. 公表貸借対照表の表示様式の混乱

原始商法の制定以後、とくに明治32年改正商法以後は、諸会社の期末決算報告書中の資産負債及び資本の在高計算報告書には、一般に、「貸借対照表」という名称が用いられるようになっていったが、従来複式簿記の勘定帳簿に直結して調整されてきた「資産負債表」と商法「貸借対照表」につき若干の理解の混乱を伴ったことは、やむを得ないところであった。そして勘定帳簿を誘導して作成する在高計算報告書にも貸借対照表という名称が一般化してきたのであるが、同時にまた、つぎの事情によりその表示様式、就中公表の貸借対照表の様式に統一を欠くような傾向をみせている。その事情とは、

(イ) 商法における「貸方」及び「借方」の用語法に基因する事情。

(ロ) 例えば、「貸付金」を借方の部(側)に、「借入金」を貸方の部(側)に掲示するという簿記の勘定を主格とした様式が、必ずしも容易に一般普通人の眼をもって観察しうべき様式ではなかったという事情。

このふたつである。

とくに、(ロ)の事情は、商法制定時以前にも、わが国の国立銀行の財産の在高計算書の様式についてとくに考慮されたという実際的な経験があった。その大略を示すと、次のとおりであった。

(イ) 明治6年(1873年)12月刊「銀行簿記精法」、この書物に例示されている香港上海銀行の財産在高計算報告書(statement of assets and liabilities)は、同行が英国系銀行であるにもかかわらず、一般式の様式となっ

ている。おそらく、精法の編訳者の配慮によるものと推定される。

- (ロ) 明治6年制定の「国立銀行定期報告差出規則」では一般式である。
- (イ) 明治8年(1875年)下半期の第一国立銀行・第四国立銀行の場合は、表面的にみれば英国式となっている。
- (ニ) 明治9年(1876年)上半期第一国立銀行の場合、同年第五国立銀行の第5回報告の場合、いずれも表面的にみれば英国式である。
- (ホ) 明治10年(1877年)制定の「国立銀行報告差出方規則」では、表面的にみれば英国式である。
- (ヘ) 明治14年(1881年)横浜正金銀行の場合は、一般式である。
- (ト) 明治17年(1884年)刊行の「銀行簿記例題解式」(大蔵省刊)では一般式である。
- (チ) 明治26年(1893年)5月に制定された銀行法施行細則雛形では、一般式を採用している。

以上のように、英国銀行經理の強い影響下にあった国立銀行の場合でも、必ずしも英国式が採用されたわけではなく、また、表面上の様式が英国式となっている場合でも、これは、英国における実務慣行の直接的な影響によるものではない。もっぱら先掲の「一般の眼を以て観察し得べき」様式への配慮に基因しているのである。

明治38年(1905年)版の「銀行通信録」に公告されている各事業会社の貸借対照表についてみるのに、次掲のような、さまざまな型のものがある。

(i) 伝統的な一般式のもの

(その1)

資	負	貸方 之部		資	借方 之部
本	債			産	

(その2)

資	負	負債 之部		何	資産 の部
本	債			々	

(ii) 商法型のもの

資	負	借方 之部		資	貸方 之部
本	債			産	

(iii) 折衷型のもの

(その1)

	何	資産 之部		資	負債 之部
				本	債

(その2)

資	借方 之部		資	負	貸方 之部
産			本	債	

(その3)

何	資	貸方 之部		資	負	借方 之部
々	産			本	債	

10. 原始商法と改正商法との断層

原始商法は、既述したように、その一部が実施されたのみで、明治32年6月には、破産編を除く全面的な修正によって、改正商法が制定された。現今の商法の母法となったものがこれである。

原始商法は仏法関係者がその主流を占めて

いた商法編纂局の手になるものであったのに対して、改正商法は独法関係者を中心とする法典調査会の手になるものである。

この原始商法と改正商法とでは、種々な点で相異が目立つのであるが、本論文では、とくに、下記の2点を究明しておきたい。

- (イ) 貸借対照表の理解の仕方につき。
- (ロ) 「計算書」の理解の仕方につき。

(イ)の点については、すでに(前項6)で詳述したから、ここでは端的に結論だけをのべる。すなわち、原始商法では、貸借対照表(「貸方借方ノ対照表」)は財産目録(「動産不動産ノ総目録」)とともに、完全な財産目録の一部を構成するものであり、両者を合併したものが真の意味の財産目録であると解されるのに対して、改正商法では、「財産目録」に債権・債務を包摂するように改正されており、又同時に、その摘要表としての貸借対照表を規定しているのである。

(ロ)の点については、原始商法第218条と改正商法190条・192条の全文を併記し、かつ、「修正案理由」に示されている修正点を示し私見をのべてみよう。

(原始商法・第218条) 会社ハ毎年少ナクトモ1回計算ヲ閉鎖シ計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案ヲ作り監査役ノ検査ヲ受ケ總會ノ認定ヲ得タル後其財産目録及ヒ貸借対照表ヲ公告ス其公告ニハ取締役及ヒ監査役ノ氏名ヲ載スルコトヲ要ス	
(改正商法・第190条) 取締役ハ定時總會ノ会日ヨリ1週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス	
1 財産目録	4 損益計算書
2 貸借対照表	5 準備金及ヒ利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案
3 事業報告書	
(改正商法・第192条) 取締役ハ第190条ニ掲ケタル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス	
取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後貸借対照表ヲ公告スルコトヲ要ス	

以上の条文を比較してみると、まず気がつくことは、第1に、改正法では、財産目録公告の義務が免除されていることであるが、この点につき、「修正案理由」では、「財産目録ハ浩漭ニ亘リ之ヲ公告スヘキモノトスルハ苛酷ニ失スル」(「商法改正理由」第192条・商法修正案)とのべている。この点につき私見では疑義があるが、この論文ではのべない。第2の改正点は、改正商法・計算書類中の第4号「損益計算書」であるが、この点につき「修正案理由」では、原始商法(旧商法)第218条で「計算書」とあるものが、「損益」の「計算書」であることは疑を容れる余地がないから、この改正では、損益計算書と改めた旨を明らかにしている。

上の第2の改正点は、「修正案理由」のとおり受けとってよいものであろうか。筆者には疑わしいように思われる。以下その理由を明らかにしたい。

損益計算書という名称そのものは、改正商法以前には、必ずしも一般的ではない。筆者の推定では、この用語は、おそらく、明治初年以来最も一般的であった「損益表」という名称と、商法の「計算書」という名称とが、改正商法の上で合成されたものと思われるが問題は、このような名称の如何ではない。問題は、原始商法の「計算書」(官版・英文商法では statement of the account となっている)とは何であるか、ということである。「修正案理由」のいうように、それが損益の計算書なのであろうか。果して然らば、「計算書」すなわち「損益計算書」を、会社の計算書類の冒頭に第1号として掲示している原始商法・第218条は、商法の法理念に照して果して不自然ではないであろうか。私見を端的にのべるとつぎのとおりである。原始商法・第218条の冒頭に掲示してある「計算書」とは、帳簿に直結し、これを誘導して作成する「財務諸表」を意味するものである。従って、複式簿記法を採用している場合では、まさに、

balance-sheet (「貸借対照表」) 及び profit and loss statement (「損益計算書」) 等の財務諸表を指すものである。また、複式簿記法を採用していないと仮定すれば、例えば、charge and discharge statement のようなものを考えてもよいのである。このように解釈するのが妥当である。既述の「貸方借方ノ対照表」の解釈を加味して、法第 218 条を筆者なりに解釈すると次のようになる。

- 1 「計算書」(但し、複式簿記を採用)
 - バランス・シート
 - 貸借対照表
 - プロフィット・アンド・ロス・ステートメント
 - 損益計算書
- 2 「動産不動産ノ総目録」→ (動産・不動産) → 「財産目録」(完全な)
- 3 「貸方借方ノ対照表」→ (債権・債務) → 「財産目録」(完全な)
- 4 事業報告書
- 5 処分議案

改正商法の「修正案理由」が、「明治23年商法第 218 条には単に計算書と曰ふと雖も其の損益の計算書を指すものなること疑を容れざるをもって、本条はこれを改め損益計算書となしたり。」とのべているのは、すくなくとも、法的にみてつじつまの合わぬ解釈であり、さらに、原始商法・「計算書類」の体系からみても正当な解釈ではない。

以上に指摘した所からみても、原始商法と改正商法との間には、本質的な理解の断層乃至認識上の大きな飛躍を認めることができると思われる。

11. 銀行財産目録制度の沿革

明治23年8月法律第72号によって、いわゆる「私立銀行」並びに「銀行類似会社」に関する法規として、かねて懸案の「銀行条例」が制定された。同条例は全文11条よりなるものであったが、その第3,4条に次の規定があった。

第3条 銀行ハ毎半箇年營業ノ報告書ヲ製シ地方長官ヲ經由シテ大蔵大臣ニ送付スヘシ

第4条 銀行ハ毎半箇年財産目録貸借対照表ヲ製シ新聞紙其他ノ方法ヲ以テ之ヲ公告スヘシ

ついで、明治26年5月に省令第7号により、「銀行条例施行細則」が發布され、この細則によって、「營業ノ報告書」の調製に際して準拠すべき附属雛形が定められ、その第6号書式・第11号書式によって、総資産目録としての内容をもった「銀行財産目録」の雛形が法定されることになったのである。

銀行財産目録を解説して、施行細則・(備考)は、次のようにのべている。

「財産目録ハ、決算当日ニ於ケル銀行ノ現在資産ノ数量価格等ヲ示スモノニシテ本店並ニ各支店ノ分ト本支店ヲ合シタル分ト各別ニ調製スヘシ」

銀行財産目録について、とくに注目すべき点をあげると、次のとおりである。

- (イ) 商法「動産不動産ノ総目録」(財産目録)が、不完全な物権的な資産目録であるのに対して、銀行財産目録は、完全な総資産目録であること。
- (ロ) 銀行財産目録は、「負債」(消極財産)をふくまないこと。従って完全な意味での財産目録ではないこと。
- (ハ) 上掲のように、施行細則によって、その雛形が示されていること。
- (ニ) 新聞紙その他の方法で公告することが義務づけられていること。
- (ホ) 毎事業年度の「營業報告書」として、貸借対照表・損益表とともに、大蔵大臣に提出する計算書類のひとつであること。

銀行財産目録の「雛形」(第6号様式のものを示す。第11号様式のものとは、同じ内容のもので縦書となっている。)を示すと、次のとおりである。

財産目録(第六号)

明治何年六月三十日
十二月三十一日

種類	摘要	金額
貸付金証書	三十通	29,900,000
当座預金貸越	二十口	1,300,000
割引手形	三十枚	51,471,000
荷為替手形	十五枚	4,300,000
国債証券	券面七千円	5,506,000
地方債証券	券面二千円	2,000,000
他店へ貸	何箇所	29,524,000
営業用地所	三百坪	800,000
営業用家作土蔵	三棟建坪七十坪	1,200,000
営業用什器	金匣外何点	250,000
払込未済資本金	現株主三十名株式二千株 又ハ社員幾名	50,000,000
金銀有高		35,987,000
合計		212,238,000

何府何市何町
何県何郡何村

何銀行何

(筆者注) 財産目録は、一定時点の静態表であるから、この雛形の頭書日付(明治何年六月三十日~十二月三十一日)は正しくない。

明治6年、国立銀行創業以来、草創期のわが国会計制度の発展に、指導的な役割を果たしてきた銀行会計の領域で、わが国で最初の、そして、唯一の「財産目録」(正しくいえば、「総資産目録」)の法定雛形が定められたことは、まことに画期的なことであった。その影響の大きかったことはいままでもない。

大蔵省は、先掲の条例第4条の「公告」を督励する主旨で、「明治29年1月省達第149号」により、各地方長官あてに、次の布達を行なっている。

大蔵省達第149号 北海道庁 府 県(沖縄県ヲ除ク) 私立銀行ノ財産目録貸借対照表ノ儀ハ銀行条例第4条ノ規定ニヨリ公告スヘキハ勿論ノ処万一右ノ手続ヲ為サズ自然等閑ニ付スルニ於テハ不都合ニ候条此際一層注意ヲ加ヘ客年下半期ノ分ハ勿論向後ハ渾テ公告ヲ為シタル新聞紙ヲ差出サシムヘシ

この布達は明治31年12月に廃止されたのであるが、その事情について、明治財政史(第12巻)は、次のようにのべている。

「銀行設立爾来日ヲ逐フテ増加スルニ及ンデ仮令各銀行ヲシテ其財産目録、貸借対照表等ヲ広告シタル新聞紙ヲ呈出セシムルモ精密ノ調査ヲ逐クルクハサルノミナラス爾来政府監督ノ精神モ稍々徹底シテ又新聞紙ヲ呈出セシムル必要ナキニ至リシヲ以テ明治31年12月13日大蔵省達第3,491号ヲ以テ前記布達ヲ廃止セラレタリ」(同書694頁)

銀行財産目録の公告に関する布達の廃止された翌年、明治32年3月には、商法に一部改正が加えられ、「財産目録ハ浩濶ニ亙リ之ヲ公告スヘキモノトスルハ苛酷ニ失スル」(「商法改正理由」第192条・商法修正案)との理由で、法218条で株式会社に課せられていた「公告」義務は、財産目録に関する限り廃止されることになった。銀行条例第4条は、商法の財産目録及び貸借対照表の公告義務に関する規定に準拠して設けられたものであったから、明治32年の商法の一部改正によって、前掲第4条中の「財産目録」を削除するという改正が加えられ、銀行財産目録の「公告義務」が廃止されることになった。かくして、明治33年1月の銀行条例の改正によって、銀行は財産目録公告の義務をまぬがれることになったのであるが、「銀行条例施行細則(第1次明治26年5月、第2次明治32年6月に制定)で大蔵大臣に提出する計算書類中には、財産目録がふくまれていた。ところが、明治33年1月の条例改正の直後、明治33年3月大蔵省令第3号によって、「銀行条例施行細則」の一部に重要な改正が加えられ、極めて注目すべき措置がとられた。

すなわち、明治26年5月に同施行細則が制定されて以来、一貫して、大蔵大臣に提出する「営業報告書」の一部として、調製・提出することを命じられていた「財産目録」が、この改正によって、削除されたことである。

かくして、明治23年8月制定の「銀行条例」第4条による財産目録公示の義務は、明治33年1月の改正によって削除され、さらに、明治26年5月の「銀行条例施行細則」によって雛形が定められ、「貸借対照表」並びに「損益表」とともに、大蔵大臣に提出することを義務づけられていた「財産目録」は、先掲の公告義務の廃止に後れること僅か2ヵ月の明治33年3月に至って、その提出義務を削除されることになったのである。

爾来、大正5年5月制定の「銀行条例施行細則」においても、また、昭和2年11月制定の「銀行法施行規則」においても、同様に、毎事業年度業務報告書中には、「財産目録」はふくまれていない。従って、今日、銀行財産目録の調製は、株式会社たる資格によって商法がその作成・備付を銀行に義務づけているだけである。

12. 要約と結論

明治初年以來、外來の複式簿記法を基調として次第に完備した姿をととのえるようになっていった国立銀行統一会計制度と官庁会計制度とは、ともに強力な推進者となって、当時新興の諸会社の経理をはじめとして着実にひろく企業会計制度の近代化をおしすすめていった。明治中期に至るこの十数年間こそはわが国における企業・非企業をふくめたひろく会計制度近代化の草創の時代であったとみることができるのである。そして、とくに重要なことは、この時期を通じてわが国の「企業会計制度」は、英米系統の経理体制の圧倒的な影響下にあったという事実である。

明治23年(1890年)4月、フランコ・ジャーマン法(大陸商法)の直接的な影響を受けたわが国で最初の商法(便宜上、本論文では「原始商法」という)が制定されたが、ここに、大陸系商法の継承を通じて大陸系統の経理体制が新たに移植されることになったので、ここに、

従前から支配的であった英米系統の経理体系と、新たな原始商法を媒介とする大陸系統の経理体系との両者の混交がおり、とくに明治末葉までの過渡的時期においては、種々な混乱が生ずるに至った。その焦点に立ったものは、いうまでもなく、商法・「財産目録制度」である。英米の実務慣行並びに法制度のもとでは、会計の報告領域における総財産の目録を欠いている。従って、原始商法制定以前のわが国の企業会計制度のもとでは、会計の計算・記録の領域において、「決算棚卸表」という部分的な財産目録(「店卸目録」その他の名称のもの)を調製することはあっても、報告領域においては網羅的な財産の総目録はいうまでもなくまったくこれを欠いていたのである。また、資産・負債及び資本の期末在高計算報告書を、複式簿記法にもとづく勘定帳簿を誘導して作成した場合、この種の報告書を「平均表」・「資産負債表」・「実際年報表」・「半季実際報告」・「本財借財正算表」等と称していた。いうまでもなく、今日では一般に、この種の在高報告書のことを「貸借対照表」と称している。この用語は、原始商法で採用された名称であるが、とくに重要なことは、原始商法における「貸方借方ノ対照表」(貸借対照表)なるものは、現今のいわゆる Balance-Sheet, or, Statement of Assets and Liabilities, Capital Statement, Statement of Financial Position, Position Statement, 等に相当するものではなかったという事実である。

本論文において、実証史料を提示して詳細に分析したように、原始商法における「貸方借方ノ対照表」とは、「貸方」(当方よりの貸)すなわち「債権」と、「借方」(当方の借)すなわち「債務」の対照目録であるとするのが、すくなくとも原始商法の法的解釈としては、最も本源的な理解であるといつてよい。すなわち、原始商法・貸借対照表なるものは、同商法の「動産不動産ノ総目録」とともに、完

全な財産目録の一部を構成するものである。換言すればこの両者を合体したものが、完全な財産目録であり、従って「動産不動産ノ総目録」及び「貸方借方ノ対照表」を規定した法第32条は、財産目録とその摘要表たるいわゆる貸借対照表に関する規定ではなく、その実は、財産目録(完全な)に関する規定、即ち、1673年の仏商法以来、大陸法の基幹をなした *livre l'inventaire* 「財産目録帳」に関する規定を継承したものであると理解せねばならぬ。

財産目録とは動産不動産のような物権的財産のみならず債権・債務をも包摂するものであり、また、貸借対照表はその摘要表であるという建前が、法的に明確になったのは、明治32年(1899年)の改正商法においてであった。原始商法とこの改正商法の間では、その法的理念においてもまたその解釈においても、大きな断層があり認識上の大きな飛躍がある。この間の事情を解明し、当時の研究家及び実業界の理解の仕方を検討し分析することはわが国の財産目録制度の生成及び展開過程の研究にとって、とりわけて重要である。この論文は、実証的史料にもとづいて、これらの事情を解明し、大陸商法の継承による財産目録制度のわが国におけるその特異な展開過程を分析しようとするところみたまものである。

明治23年原始商法の制定時以前から、複式簿記を基調とし、誘導法によって作成されてきた「資産負債表」の実務と、商法(とくに明治32年の改正法)・貸借対照表との調整問題は、当時の学者・実務家にとって、最も苦心の存するところであったが、明治末葉頃までの過渡的時代におけるその動向も、この論文では取扱っておいた。また、実務の面で、その影響の大きかった銀行財産目録(その内容からいえば総資産目録)の沿革については、とくに別項を設けて概説した。

大陸系商法を継承したわが国財産目録制度は、原始商法の立法当事者の意図が十分に理

解されないままに(あるいは、立法当事者にもその意義が十分に徹底しないままに)、甚だ曖昧な形で発足しており、しかも、当時いち早く法定された銀行財産目録の雛形は、総資産目録としての内容をもったものであったがために、いっそう実業界での混乱は甚しかった。

財産目録の公告義務は当初は、とくに商法公告規定を継承した銀行条例第4条の遵守を督励する主旨の通達(前掲11)にもみられるように、その励行が一般に強く行政指導されてきたのであるが、明治31年(1898年)12月には銀行条例におけるその公告義務が廃止され、つづいて翌年には商法の改正により、「財産目録ハ浩澁ニ亘リ公告スヘキモノトスルハ苛酷ニ失スル」という理由で、株式会社に課せられていたこの公告義務は、全面的に廃止されている。「浩澁ニ亘ル」ほど充実した財産目録を作成する会計慣行が当時すでに出来上っていたとは、到底考えられない。先掲の銀行財産目録の雛形(前掲11)をみても、その記載事項から推して、浩澁な財産目録が作られることは、おそらく期待できぬといつてよいと思う。周知のように、昭和37年の改正商法では、株主総会に提出する「計算書類」のうちから、その第1号「財産目録」が除外されることになっている。そしてこの改正は、財産目録がその内容からみて、株主総会において審議することが不相当であるという配慮によるものであろう。しかし、今日まで、公告義務の遂行に不相当なほどの「浩澁」な財産目録、そして、株主総会における審議が不相当と考えられる程の明細な財産目録、いいかえると、まさにその名に価するような「財産目録」なるものが、果して、わが国の場合に現実に作成されたことがあったであろうか。いうまでもなく、その答えは「否」である。商法規定は、この財産目録条項に関する限り、当初から今日まで、完全に空文化されてきた。財産目録制度が、商法条文の字づらの上だけに、僅かにその命脈を保ってきたとい

財産目録・貸借対照表制度の生成経過とその問題点

う現実には、わが国会計制度の発展史的な研究にとってはもとよりのこと、その現状分析的乃至その展望的な検討にとっても、同様に、極めて重要な意味をもっているといわねばな

らぬ。筆者がこの論文において、とくにこの制度の生成並びに展開の過程を解明しようところみたくゆえんである。

(以上)